

○厚生労働省告示第六十六号

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号）第九条第四項第一号ロ(1)及び(2)の規定に基づき、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令第九条第四項第一号ロ(1)及び(2)の規定に基づき平成二十九年年度、平成三十年年度及び令和元年度の全ての都道府県に係る年齢階層に属する被保険者に係る医療費指数算定基礎額の総額及び被保険者の総数として厚生労働大臣が定める額及び数を次のように定め、令和三年四月一日から適用し、令和二年厚生労働省告示第二十六号（国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令第九条第四項第一号ロ(1)及び(2)の規定に基づき平成二十八年年度、平成二十九年年度及び平成三十年年度の全ての都道府県に係る年齢階層に属する被保険者に係る医療費指数算定基礎額の総額及び被保険者の総数として厚生労働大臣が定める額及び数を定める件）は、令和三年三月三十一日限り廃止する。

令和三年三月十日

厚生労働大臣 田村 憲久

一 平成二十九年年度の全ての都道府県に係る年齢階層ごとの被保険者に係る医療費指数算定基礎額の総額及び被保険者の総数

年齢階層	医療費指数算定基礎額の総額	被保険者の総数
〇歳から四歳まで	一一四、〇七四、七四五、五五六円	五八五、五一八人
五歳から九歳まで	六六、三九五、六七五、八七九円	六八〇、八八五人
十歳から十四歳まで	五八、四五四、〇一五、五五八円	七三八、八〇三人
十五歳から十九歳まで	五七、六一一、三三二、七〇八円	八八八、六三八人
二十歳から二十四歳まで	六八、二〇八、一一九、二五二円	一、〇二〇、二八九人
二十五歳から二十九歳まで	九五、一三四、一〇五、〇九九円	一、〇〇五、九五二人
三十歳から三十四歳まで	一四〇、〇五八、〇二九、三六五円	一、一五一、九六八人
三十五歳から三十九歳まで	一九六、〇六五、七二六、七八四円	一、三二六、〇九五五人
四十歳から四十四歳まで	二八七、六五五、一七七、一〇二円	一、五九一、九〇三人
四十五歳から四十九歳まで	三七三、四九六、九〇六、九〇五円	一、七〇五、二二〇人
五十歳から五十四歳まで	四一九、六二二、七三七、六六四円	一、五四〇、〇二七人
五十五歳から五十九歳まで	五四四、七六五、三二四、二二二円	一、七〇〇、八四三人
六十歳から六十四歳まで	九四二、五七六、一五九、五〇四円	二、七二八、五六三人
六十五歳から六十九歳まで	一、三三七、七七二、八三三、一〇四円	六、四四七、二二二人
七十歳から七十四歳まで	三、〇六七、〇〇九、四九二、四〇四円	五、九五八、三三一人
平成三十年年度の全ての都道府県に係る年齢階層ごとの被保険者に係る医療費指数算定基礎額の総額及び被保険者の総数		
年齢階層	医療費指数算定基礎額の総額	被保険者の総数
〇歳から四歳まで	一〇五、一〇六、二一四、八二四円	五三七、六四六人
五歳から九歳まで	六二、四九八、六〇九、七四二円	六三四、〇五二人
十歳から十四歳まで	五五、八四四、五八一、八一四円	六九五、五九九人

三 令和元年度の全ての都道府県に係る年齢階層ごとの被保険者に係る医療費指数算定基礎額の総額及び被保険者の総数

年齢階層	医療費指数算定基礎額の総額	被保険者の総数
〇歳から四歳まで	九八、九〇二、九六二、六八三円	四九四、四三三人
五歳から九歳まで	五九、九九一、三三〇、五四六円	五九四、八〇九人
十歳から十四歳まで	五三、九三二、二七八、四四九円	六五六、五四〇人
十五歳から十九歳まで	五四、〇〇二、五二六、七七一元	七八二、四七九人
二十歳から二十四歳まで	六六、七七五、七八六、三四七円	九五七、二〇三人
二十五歳から二十九歳まで	九〇、五〇二、三七一、八一五円	九〇〇、一一二人
三十歳から三十四歳まで	一二七、七九六、一四五、三二五円	九九二、七六四人
三十五歳から三十九歳まで	一八二、三九九、五二〇、五九七円	一、一七五、七八一人
四十歳から四十四歳まで	二五八、二九八、二四三、一〇九円	一、三七〇、七〇八人
四十五歳から四十九歳まで	三六八、二三九、一七八、二九五円	一、六一四、八二一人
五十歳から五十四歳まで	四二八、七四五、四〇六、六〇八円	一、五一四、九八六人
五十五歳から五十九歳まで	五二七、八三八、五九三、二〇八円	一、五七七、二四三人
六十歳から六十四歳まで	九三三、九九一、七三二、〇〇七円	二、五八二、〇八四人
六十五歳から六十九歳まで	一、九八五、五六五、九五〇、四八三円	五、三五七、七九六人
七十歳から七十四歳まで	三、三八三、七二五、八二六、一三七円	六、五一一、六五七人
十五歳から十九歳まで	五五、九九四、七九三、八七〇円	八三〇、一七九人
二十歳から二十四歳まで	六七、四五一、七六〇、四八八円	九八九、三三六人
二十五歳から二十九歳まで	九二、六七五、〇九四、八〇九円	九四三、一一六人
三十歳から三十四歳まで	一三四、四〇五、九七八、二〇一元	一、〇六八、三四七人
三十五歳から三十九歳まで	一八八、四一四、五七四、九二九円	一、二四二、七四七人
四十歳から四十四歳まで	二七一、二〇九、一七〇、三七八円	一、四七二、六二九人
四十五歳から四十九歳まで	三七〇、九二四、三一四、九七五円	一、六六四、三五二人
五十歳から五十四歳まで	四二一、八一四、一四一、六八八円	一、五二五、〇九一人
五十五歳から五十九歳まで	五三四、八七〇、七二二、七一一円	一、六三五、三五四人
六十歳から六十四歳まで	九四五、五六八、一〇三、一七七円	二、六七四、七六五人
六十五歳から六十九歳まで	二、一四九、〇八七、〇一四、三二六円	五、九三三、六四二人
七十歳から七十四歳まで	三、一七七、〇九四、三八三、九四一元	六、二五五、九三一人